

令和8年2月2日
防災都市づくり課

耐震診断結果報告書について（区からの周知事項）

予備耐震診断結果報告書について

- ・主に不燃化建替促進事業で利用することが多いです。そのため、小屋裏が3階扱いになった場合は、「その他」として面積を記述し、あくまで2階までの面積を明記してください。また、混構造の場合は、どういう混構造かが分かるようにしてください。

※不燃化建替促進事業では、混構造は補助の対象にしていないからです。

詳細耐震診断結果報告書について

- ・劣化に丸をつけたら必ず説明の現場写真を報告書に添付してください。
- ・小屋裏が3階扱いになる場合は、予備耐震診断結果報告書に切り替えるのが原則ですが、依頼者がどうしても詳細耐震診断結果報告書を所望している場合は、報告書作成前に確認書をもらってください。
- ・耐震改修工事において、道路突出、無接道は補助金が半額になります。報告書は重要な根拠になるので、図面で明確に分かるようにしてください。
- ・図面に必ず通り芯記号を入れてください。また、高低差がある場合は、配置図の要所要所にレベルを記載してください。

※来年度からの調査事項の追加について

- ・ブロック塀等があれば劣化度をチェックし、耐震性が十分でないと判断した場合は、補助金活用による撤去の啓発をお願いします。
- ・報告書にブロック塀等の調査結果を記載してください。